

第1回漁業特定技能協議会・養殖業分科会 (議事概要)

1. 日 時：令和元年7月30日(火) 14:10～14:40
2. 場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
3. 出席者：

【養殖業分科会構成員】

全国漁業協同組合連合会 参事	檜垣 浩輔
一般社団法人 全国海水養魚協会 専務理事	中平 博史
一般社団法人 全日本持続的養鰻機構	田中 義久
全国真珠養殖漁業協同組合連合会 総務課長	長岡 昌幸
全国内水面漁業協同組合連合会 業務課長補佐	師田 彰子
全国海苔貝類漁業協同組合連合会 漁政総務部次長	小磯 潮
水産庁 漁政部 企画課 課長	保科 太志
漁政部 企画課 課長補佐	鈴木 岳明
資源管理部 管理調整課 首席漁業調整官	阿部 智
増殖推進部 栽培養殖課 課長	藤田 仁司

【その他の協議会構成員】

一般社団法人 大日本水産会 事業部長	木上 正士
全日本海員組合 水産局長	高橋 健二

【事務局】

水産庁 増殖推進部 栽培養殖課 課長補佐	金子 守男
----------------------	-------

4. 議事要旨

議題1. 養殖業分科会の運営規則(分科会決定)

本分科会において運営規則が制定されるまでの間、暫定事務局を担当した水産庁より資料1の「漁業特定技能協議会・養殖業分科会の運営規則(案)」について説明があり、提案のとおり協議が調った(漁業特定技能協議会・養殖業分科会決定第1号)。

承認された運営規則に基づき、分科会会長に就任した水産庁栽培養殖課長は、本会の副会長として、水産庁栽培養殖課課長補佐(総括班担当)及び企画課課長補佐(漁業労働班担当)を指名した。

議題 2. 養殖業分科会規約（分科会決定）

事務局より資料 2 「養殖業分科会規約（案）」について説明があり、提案のとおり協議が調った（漁業特定技能協議会・養殖業分科会決定第 2 号）。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 本規約案の 4. に基づく特定技能外国人の事件、事故、行方不明及び離職・退職等の事案発生時の報告義務は、あくまで事件及び事故等の場合にのみ報告義務が発生するのであり、通常の離職、転職及び退職の場合には報告義務はないと理解してよいか。
→その理解で良い。
- 本規約案の 4. において「人権上の問題及びその他の不正行為に対する予防措置を定めることを指導する。」と規定されているが、この予防措置とは具体的に何か。
→予防措置とは、一般的な規定であると理解して良い。具体的には、法務省の説明資料にも記載されている特定技能外国人の受入れに際しての外国人材に対する支援計画や支援措置等を想定している。
- 本規約案の 5（1）に関連して、養殖特定技能試験については、養殖業分科会として希望する試験実施国及び受験者の知識レベル等について要望を連絡してもらいたい。
→養殖業分科会の枠組みを利用して、養殖業界として要望の取りまとめは行うが、特定技能試験の実施に係る事項については、基本的には事業実施主体である大日本水産会が主催する特定技能試験問題評価会及び検討会の場で議論する必要があると認識している。

議題 3. 特定技能外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ

事務局より資料 3 「特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ（案）」について説明があり、特段意見なく提案のとおり協議が調った。

議題 4. その他

特段の議論はなかった。

以上